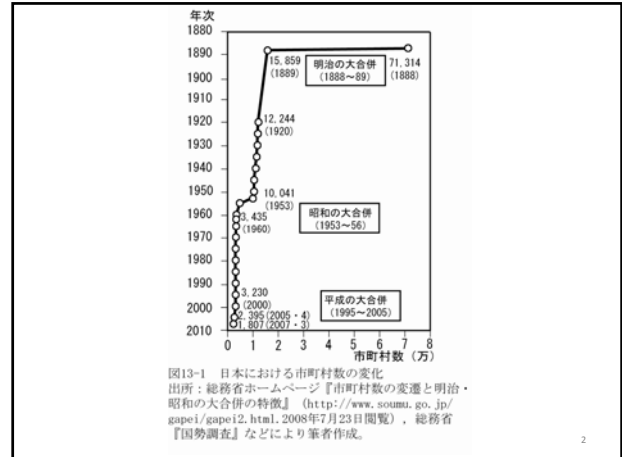


大都市圏行政と公共選択論

政治・空間・場所 第11回
第4部 理論に根差した事例研究へ



なぜ市町村は合併しないといけ ないのか?

- 日本の自治体行政の傾向
 - 地方行政機能の近代化・合理化にともなう行政構造の変化→全国的な市町村の統合
 - 明治21(1888)年から、昭和28(1953)年から、平成7(1995)年から「大合併」
- 新たな行政需要→自治体の規模拡大
- 自治体の問題を解決するのに合併しないといけ
ないのか、規模を維持するとどうなるのか

3

米国大都市圏の政治的断片化(1)

- 連邦政府 = 1
- 州 = 50
 - 郡(カウンティ) = 約3,000
 - 自治体(市町村) = 約20,000
 - 学区 = 約13,000
 - 特別区 = 約37,000

4

アメリカ合衆国における政府の単位と数 (1962~2007年)

政府のタイプ	1962	1967	1972	1977	1982	1987	1992	1997	2002	2007
総数	91,237	81,299	78,269	79,913	81,831	83,237	85,006	87,504	87,576	89,527
合衆国政府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
州政府	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
地方政府	91,186	81,248	78,218	79,862	81,780	83,186	84,955	87,453	87,525	89,476
郡	3,043	3,049	3,044	3,042	3,041	3,042	3,043	3,043	3,034	3,033
自治体	18,000	18,048	18,517	18,862	19,076	19,200	19,279	19,372	19,429	19,492
タウンシップと										
タウン	17,142	17,105	16,991	16,822	16,734	16,691	16,656	16,629	16,504	16,519
学区	34,678	21,782	15,781	15,174	14,851	14,721	14,422	13,726	13,506	13,051
特別区	18,323	21,264	23,885	25,962	28,078	29,532	31,555	34,683	35,052	37,381

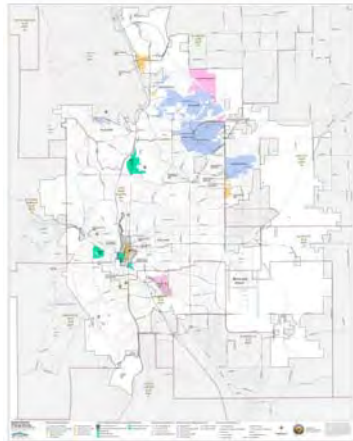
5

米国大都市圏の政治的断片化(2)

- 学区が減少、自治体と特別区が増加
- カリフォルニア州の特別区
 - 約3,400
 - 消防、上下水道、電気、公園、余暇施設、衛生、共同墓地、図書館を含む約50種類の公共サービス提供
 - 大きさはまちまち、約85%が単一機能
 - 独自財源や独自の運営委員会を持つ

6

コロラドスプリングス市の特別区
(2009年)



米国大都市圏の政治的断片化(3)

- **政治的断片化**という問題群
 - 地方政府の形成に関する州法が寛容
 - 市町村は住民の発議によって形成(法人化)される→郊外自治体増加
 - 市町村間の格差が顕著(中心市と郊外自治体)
 - **広域行政など自治体間の調整が困難**
- 解決策の一つは合併だが**選択されない**
 - ホームルールの伝統
 - 格差のある自治体間では困難

8

米国都市圏の政治的断片化(4)

- 理論的問題:市場は公共財の需要を適正に特定できず、公共財のための市場メカニズムの欠如によって私的財市場に比して**配分が不効率**になる(サミュエルソン)
- 一つの答えを与えた考え方=ティボー仮説(Tiebout 1956)

9

ティボー仮説(1)

- 住民の税金によって、**公共財(警察・消防・教育・病院・裁判・公園・道路など)**を供給する地方自治体から構成される「**政府**」市場が存在
- この市場に加わる住民(消費者=投票者)は、自らの選好を満足させる歳入・歳出(税・サービス)の組み合わせを供給する自治体を求めて「**移動**」する

10

ティボー仮説(2)

- この「**足による投票**」(vote on foot)と呼ばれる住民の移動を通して、各自治体は最適規模の人口を獲得すべく行政構造とサービスを調整(最適化)する
- 背景や現実的想定
 - サミュエルソンへの反論=**地方公共財がより効率的に配分されるメカニズム**は存在しうる
 - 自治体群が存在する、多元的政治システムとしての大都市圏=**十分な選択の幅**

11

ティボー仮説の意義(1)

- 自治体の統合論と選択論の論争惹起
 - 統合論
 - 地方政府**増殖**と**公的諸事業調整の欠如**が問題
 - 自治体の統合改革が大都市圏問題を解決する
 - 選択論
 - 公共財の供給が地方政府の唯一の機能ではない
 - **消費者としての住民は断片化されたシステム自身の中に多様な社会・政治・心理的価値を見出す**

12

ティボー仮説の意義(2)

- 否定的結果と肯定的結果
 - 仮説を退けるには至らず
- 統合論に肯定的結果も
 - 断片化が各種地方政府の経費を増加させている
- アメリカ地方政府の**存在理由を理論的に正当化**し、1980年代の**消費者主権**の理論を支える働き
- **大都市圏ガバナンス(「健全な」統治・運営) = 新自由主義的自治体改革論の先駆け**

13

公共選択論

- **公共的意思(政策)決定過程**で有権者、政党、官僚、圧力団体などの主体がどのように行動するか、財政・金融・通商・選挙などに関わる公共政策がこれらの主体の間でどのように決まるかを**経済学的**に考察する。
- 納税者であり公共財の消費者でもある住民は**民主主義メカニズム(投票・請願その他の政治行動)を通して自らの選好(集会的選択)を表明**し、政府・自治体はその選好表明に応じて**サービスの供給の最適化**を図る(山崎1999)。

14

公共選択論の理論的前提

- 資源の不足→競争
- 方法論的個人主義
- 自己利害の追求
- 個人の合理性
- 個人効用の最大化
- 空間経済モデルと共通

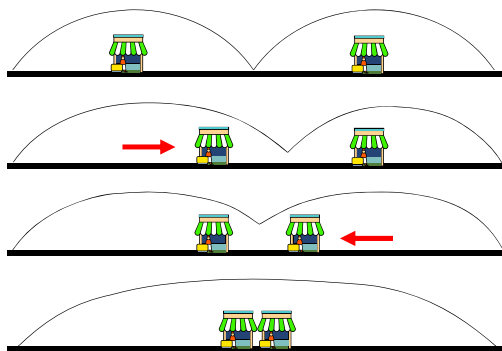
15

選択(需要)と政治(供給)のバランス

- ホテリングモデル
海岸のアイスクリーム売り→中位投票者定理
=アイスクリーム売り(供給者)が動く
- ティボーモデル
「足による投票」、「退出」のメカニズム→自治体経営の適正化
=住民(需要者)が動く

16

海岸のアイスクリーム売り:ホテリングモデル



17

- 三つの前提
 - 海水浴客にアイスクリームのメニューに好みがない。
 - 海水浴客は近い店でアイスクリームを買う。
 - 海岸の海水浴客の混雑は均等である。
- **商店の立地戦略と集積のメカニズム**

18

公共選択論への批判(1)

- 仮説の諸前提の現実性
 - 水平的な政府関係のみ想定
 - 実際には上位行政機関からの補助金による行政サービスが不可欠(都道府県補助金や地方交付税)
 - 移動に影響する所得差や階級権力の分布無視
 - 自由に居住地選択できるわけではない
 - 富裕地区は貧困層の転入を阻むゾーニング(用途地域制、建築物基準)を維持

19

公共選択論への批判(2)

- 規範的意味の社会性
 - 「退出」は政治的に消極的
 - 積極的政治関与としての「請願」や「忠誠」
 - 自治体の公共サービスをめぐる政治のダイナミズムが見えない

20

公共選択論への批判(3)

- 方法論的個人主義
 - 理論的には政治的断片化を招く根本要因
 - 個人の経済的合理性が社会的善を最大化させるか→「合理的な愚か者」(セン1989)
 - 住民が協働すれば解決できる問題は多い
 - 個人がNPOやボランティア活動を組織することをどう評価するのか

21

乳幼児医療費助成制度の市町村格差(1)

- 市町村管轄の福祉事務
- 一定年齢未満の乳幼児の医療費の一定額以上を市町村が助成(1970年代から)
- 大阪府下市町村の場合(平成21年現在)
 - 未就学児まで=約2/3
 - 助成に関する親の所得制限なし=約2/3
- 「平成の大合併」で大阪府下市町村は美原町(堺市美原区)以外合併せず
- なお現在の府内市町村格差は解消の方向に

22

大阪府下市町村における乳幼児医療費助成制度の類型

類型	助成条件(平成21年7月現在)	市町村(政令指定都市を除く)	納税者一人当たり所得の平均(千円)	住民一人当たり基準財政収入額の平均(円)	人口増減率(平成20~21年)の平均
A	小学3年まで助成、親の所得制限なし	富田林市、田尻町*	2,132	228,307	-0.50
B	未就学児を助成、親の所得制限なし	枚方市など15市町村	2,263	116,115	-0.32
C	未就学児ないし小学1年まで助成、親の所得制限あり	豊中市など11市町	2,365	116,346	-0.29
D	3歳ないし4歳未満まで助成、親の所得制限なし	泉大津市など9市町	2,162	118,258	-0.15
E	3歳ないし4歳未満まで助成、親の所得制限あり	貝塚市など4市町	1,991	110,526	-0.44

*関西空港を抱える田尻町の住民一人当たりの基準財政収入額は356,256円と極端に高い。

23

大阪府下市町村における乳幼児医療費助成制度の類型(平成21年)



24

乳幼児医療費助成制度の 市町村格差(2)

- 類型ごとにほぼクラスター化(=地域的に凝集)
 - 鉄道沿線ごとに住民の**社会経済的特徴が類似**しているか、**市町村が横並び**に施策←府北部は相対的に所得が高く、南部が低い
 - E類型では住民の所得も、基準財政収入額(自治体の標準税収額)も低い
 - 施策の重点が住民の属性によって変わる(保育 > 医療など)

25

乳幼児医療費助成制度の 市町村格差(3)

- ほとんどの類型で住民所得と自治体財政の間にはっきりとした関係がない
- どの自治体でも人口減少は進んでいる
 - この制度だけで人口抑制効果があるわけではない
- 住民所得が低く自治体の財政状態が悪ければ制度の条件も悪い
 - ただし、所得と財政が良くても乳幼児に手厚い制度があるとは限らない

26

乳幼児医療費助成制度の 市町村格差(4)

- 制度変更のメカニズム
 - 周辺自治体との比較→戦略的な人口誘引(公共選択論)
 - 国の育児手当で後退するケースも
- 貝塚市の場合
 - 平成22年7月にEからB類型へ(年齢制限の緩和、所得制限廃止)
 - 財政より市長の交代が大きい
 - 背景に施策重点の拡大(保育から医療へ)

27

まとめ

- 合併しない自治体の存在と公共サービス供給の地域格差
 - 大都市圏自治体間の競争と戦略的行動を見る視点
 - 今後の大都市圏がバナンスを考える上で重要(大阪都構想の行方)

28



29